農地法関係の提出書類について（４条）

書類提出締切日 毎月末日前後

★ 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請

［高野町農業委員会長あて］

この申請は、**所有者が農地以外の使用目的に変更**する場合に受ける許可です。

なお、所有者が資金を出して目的物を建築した後、第三者に貸し与える場合も本条の適用となる。

（注意事項）

１. ４ヘクタール（40,000 ㎡）を越える場合は、農林水産大臣許可である。

２．２ヘクタール（20,000 ㎡）を超える場合は、県知事許可である。

３．分譲住宅の場合は、宅地建物取引業法に基づく有資格者でないとできない。

４．法人の場合は、法人謄本、定款（奥書証明したもの）、及び必要に応じて議事録・予算書・残高証明書・最近の事業報告書等を、各必要部数添付すること。

（提出書類）

１．許可申請書 １部　『A3サイズ』

２．転用事由の詳細説明書 １部

３．登記簿謄本（全部事項証明書）１部 ※１部は写し

４．誓約書 １部

５．設計書又は予算書 １部

６．同意書 １部

７．付近見取図（住宅地図可） １部

８．法務局１４条図面又は公図 １部

９．現況写真　１部

10．構造図又は建物の平面図・立面図（擁壁・側溝・水路・フェンス等） １部

11．平面図（土地利用計画図）（この中に建物の配置図・平面図・排水計画等記入）及び断面図（隣地との境界線及び状況を明示）（1/1000 ～ 1/2500 程度） １部

［平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること］

＊ なお、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合等の署名・同意印を必ず記入押印してもらうこと。

[隣接農地とは、当該地の境界線より外側４ｍ以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす

12．事業費の資金証明（金融機関の残高証明書、又は貸付証明書等） １部

13．公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書

（接続して工作物を設置する承認）

14．その他委員会が必要と認める書類

【問い合わせ先】高野町農業委員会　℡０７３６－５６－３４４３